

けんぽQ & A

Series82

Q 転職により同一月内に「保険者」が変わったときの高額療養費の計算は合算することができますか？

A まず、合算することはできません。

同一月内で、全国健康保険協会から組合、あるいは共済に移った場合の高額療養費はそれぞれの管掌者ごとに要件をみることとされています。

これは、組合から前項区健康保険協会、共済に移った場合も同様です。

例) 健康保険組合を4月20日退職（4月21日喪失）、全国健康保険協会に4月21日から加入する場合。

4月1日から4月20日に雇った医療費の高額療養費につきましては、健康保険組合から高額療養費の支給があります。

4月21日から4月30日に雇った医療費の高額療養費につきましては、全国健康保険協会から高額療養費の支給があります。

家族の複数が同時期に入院・通院で、それぞれの病院・診療区分ごとに、自己負担が21,000円以上かかっている場合は、合算高額療養費として支給することができます。